

中国朝鮮族の韓国内親族訪問と国籍回復 — 「一世」への聞き取り調査を中心に—

呉 泰 成

目次

はじめに

1. 先行研究と調査概要
 - 1-1. 先行研究：親族訪問と国籍
 - 1-2. 調査概要と調査方法
 - 1-3. 調査協力者の主な属性
2. 親族訪問と国籍をめぐる歴史構造的側面
 - 2-1. 南北関係の改善と離散家族の再会
 - 2-2. ラジオ放送と文通
 - 2-3. 親族訪問に関する規制
 - 2-4. 永住帰国と国籍回復に関する規制
3. 調査分析（1）：親族訪問
 - 3-1. ラジオ放送と文通
 - 3-2. 親族訪問の難しさ
 - 3-3. 入国時期と滞在期間
4. 調査分析（2）：国籍回復
 - 4-1. 国籍回復の時期
 - 4-2. 国籍回復の動機
 - 4-3. 「二世」の呼び寄せと新たな課題

おわりに

キーワード：エスニック移民、朝鮮族、親族訪問、国籍回復

はじめに

グローバル化に伴って国際競争が激化する中で、国外に居住する移民が持つエスニック資源を積極的に活用しようとする動きが、かつての送り出し国を中心に目立ってきている。例えば、出身国とエスニックなつながりを持つ移民を指す「エスニック移民」(ethnic migrants) に対して、重国籍を認めたり、帰還、滞在の際

に様々な優遇するシティズンシップにも積極的である (Agunias 2009; Jones-Correa 2003; Tsuda 2009; 呉2013a)。多数のコリアン・ディアスポラを抱える韓国もその一つの例である。海外在住韓国人や韓国系移民は、「在外同胞」(oversea Koreans) と呼ばれるが、1999年の在外同胞法の制定、2010年には条件付きの重国籍を認める国籍法改正など、エスニック移民に対する包摂政策が相次いだ。

Smithは、自国から海外に送り出した労働者の帰還を奨励する政策を「ホームランド政策」(Homeland Policy) とする一方で、海外在住のエスニック移民に国家的忠誠心の維持を奨励し、関係の継続を図る政策を「グローバル・ネーション政策」(Global Nation Policy) として両者を区分する (Smith 1997:199)。この区分により韓国の包摂政策を捉えると、後者のグローバル・ネーション政策に該当するよう見えるが、他方で植民地支配、そして第二次大戦後の冷戦構造によって帰還が制限されてきた一部のエスニック移民が、地政学的変化に伴って1980年代から大量に帰還する動きもあるので、前者の側面も否定できず、二つの政策が複雑に絡み合っていることが特徴である。

エスニック移民に関する研究においては、こうした包摂政策（または選好政策）の特徴とその正当性、そして政策的変化が当事者のアイデンティティなどに与える影響といったことが特に注目されてきた (Brubaker and Kim 2011 =

2018; Joppke 2005; Skrentny et al. 2007; Tsuda 2003; 梶田2005; エルナニ・オダ2010)。例えば、日本と韓国といった東アジアでは、非熟練の外国人労働者受け入れを厳しく制限する一方で、包摂政策を受けて多数のエスニック移民が労働市場に流入することから、Skrentnyらは、欧州とは異なる包摂政策であるとして、それを「国家による経済的動機」として説明する(Skrentny et al. 2007)。

韓国のエスニック移民である中国朝鮮族(以下、朝鮮族)の移動研究においても、そうした経済的動機が国家政策のみならず、当事者の動機付けの側面においても強調されてきた(신의기1999; 이진영・박우2009; 朴2013)。例えば朴佑は、労働者と留学生という相異なる二種類の在韓朝鮮族を分析するなかで、国家と当事者とがナショナリズムを基盤とした経済的動機と、「道具的民族主義」が合理的な関連を持って形成されたと指摘する(朴2013)。このように朝鮮族の移動において就労や経済的動機による説明自体は決して誤りではないが、しかし、もっぱらその側面を強調するだけでは一面的にすぎるのではなからうか。朝鮮族の韓国への初期移動は、「離散家族の再結合」に他ならず、経済的側面だけでは捉えきれない。しかも、朝鮮族に関する先行研究は、多様な世代で構成されている朝鮮族をまるで一枚岩のように一括して分析する傾向が強く、初期移動に関しても、同様の傾向が明らかである。例えば、移動の時期と世代を限定して分析すれば、経済的動機や、エスニシティの道具化といった説明ではとうてい収まらない新しい側面が浮かび上がってくるはずである。

本稿は、このような問題意識の下で、とりあえずは対象を朝鮮族の「一世」に限定し、当事

者の語りに基づいて初期の親族訪問と後の国籍回復を中心に分析する。包摂政策の変化を踏まえつつも、可能な限り当事者の観点から、移動及び定住のための国籍取得に焦点を当てることによって、経済的動機を一面的に強調してきた従来の朝鮮族の移動研究を批判的に検討するのが目的である。

そのためにひとまず、朝鮮族「一世」を定義しておきたい。それは出生地が中国であるか、韓国であるか問わず、「1949年10月1日、つまり中国建国以前に生まれた世代」を指す。したがって、朝鮮人の中国東北地方への移動が1860年代からはじまっていることを考えると、かなり幅広い世代がこの「一世」のカテゴリーに含まれ、一般に移民当事者を指して用いられる「移民一世」とは、大きな隔りがある¹。

以上の目的のために、次のように論を進める。まず、先行研究から親族訪問と国籍に関する成果を検討する。そして、本稿が分析データとして用いる朝鮮族「一世」に関する聞き取り調査の概要などを説明する(1章)。次に、朝鮮族の親族訪問と国籍回復に関連する歴史構造的側面を分析する(2章)。さらに、聞き取り調査をもとに、親族訪問(3章)と、国籍回復に関して分析を行う(4章)。最後に、当事者の聞き取りの分析を踏まえて、朝鮮族の初期移動における多面性を指摘する。

1. 先行研究と調査概要

1-1. 先行研究：親族訪問と国籍

朝鮮族の韓国への移動に関する先行研究は、労働政策、すなわち、韓国の外国人労働者受け入れ制度に焦点を当てる傾向が甚だ強い(설동훈1999; 鄭2008; 이진영・박우2009; 곽재

¹ 例えば、花井(2014)は、在中朝鮮族女性の聞き取りの中で、1920年代生まれで現在およそ80歳の女性を

「朝鮮族三世」として紹介しているが、それと筆者の世代規定とは全く別のものである。

석2012)。なるほど受け入れ制度の変化は、朝鮮族の移動にも直接的な影響を及ぼしてきたが、それで何もかも説明がつくわけではない。それ以外にも、親族訪問、商業、結婚、密入国など、2000年代までに限っても、実に多様な移動形態があったからである(설동훈2002)。例えば親族訪問については、初期の移動形態としての言及がなされることはあっても(이혜경 외 2006)、移動自体に焦点を当てた十分な分析は行われないうちに、制度的側面とその変化に論が費やされてきた(呉2013b; 2018b)。そのため親族訪問に関する規制やその制度の変化が、当事者の移動をいかに制約、或いは促進にしたかについてあまり明らかになっていない。

また、先行研究では外国人労働者の流入に対する問題関心から、朝鮮族を「外国人」(co-ethnic foreigners)と前提して移動が分析されてきた。その結果、朝鮮族の永住帰国、国籍回復に関する研究はあったとしても、数少なく、しかももっぱら国籍に関する制度的な側面からの分析に留まっている(이철우・이호택 2009; Lee 2003; 呉2013a; 2018b)。また朝鮮族の韓国への移動の増加と、それに伴う国籍回復の動きのなか、血統主義に基づく韓国国籍法の問題として、いわゆる「最初の韓国人」の規定をめぐる法律論になりがちである(노영돈1996; 정인섭 1998; 제성호 2001)。他方で、2003年11月の朝鮮族による「国籍回復運動」に関しては、裁判記録、その経過を指摘するだけに留まり、その運動が備えていた本質的問題には関心が向けられていない(정대화2004; 노영돈 2004; 呉2013a)。具知瑛も指摘しているように、中国の改革開放や韓国との国交正常化以降、移動にともなって越境的な家族が形成されるにつれて、同一家族内で国籍が多様化するなど国籍の意味自体も多様化している(具

2012)。したがって国籍をめぐる当事者たちの動きに関しても、時期と世代などを限定したうえで、分析していく必要がある。

以上のように、先行研究が残している課題を踏まえ、本稿は調査対象を朝鮮族「一世」に限定するとともに、初期の親族訪問と国籍回復を中心に、当事者への聞き取り調査データに基づいて考察を行うことにする。

1-2. 調査概要と調査方法

2003年の国籍回復運動の結果として韓国国籍を取得した「一世」の存在が目立つようになるのが2006年頃である。「一世」団体として「帰還同胞連合会」が2006年から活動を始めたほか、教会、エスニック新聞社などの支援を得て、国籍を取得した朝鮮族当事者による団体も形成された²。筆者は、それらの団体のうち、国籍を取得した当事者の団体である「国籍取得者の生活改善推進委員会」の活動に2009年7月から参加して、その団体の関係者、会員などの聞き取り調査を行った。その団体自体はおおよそ1年後に解散したが、中心メンバーが2012年1月には「国籍回復同胞の希望連帯」という新たな団体を組織したので、筆者はそこにも参加して聞き取りを再開した。聞き取り調査は、2009年6月～9月と2011年11月～2012年2月の2期に分かれているが、総計すればおよそ8ヵ月であり、その後も現在に至るまで元団体関係者や朝鮮族当事者への聞き取り調査を断続的に行っている。

本稿では、60人の調査協力者のうち、「一世」に該当する46人(男性27人、女性19人)を分析対象とする。調査は、移住と国籍に関する大きく三つの質問項目について、半構造化(semi-structured)インタビューを行った。その三つ

² 朝鮮族「一世」を含む当事者団体の形成・変化に関しては、박우(2011)、김용선・임영상(2018)を参照

されたい。

とは、(1)移動前：在中朝鮮族社会での生活、韓国との関係、帰還のための努力、(2)親族訪問：親族関係、就労の経験、(中国への)一時帰国、(3)韓国国籍取得後：国籍の意味、家族関係、呼び寄せ、現在の生活上の問題点などである。調査方法は、会員の会合で直に、或いは会員の名簿を基にして電話で調査依頼を行い、快諾を得た「一世」の住居を訪問して行ったが、一部には朝鮮族の集住地域の市場、喫茶店、支援団体の事務所などを利用した。使用言語は韓国語で、およそ1～2時間程度のインタビューだったが、団体の関係者や一部の「一世」の場合は、数回にわたることもあった。

1-3. 調査協力者の主な属性

調査協力者の46人を、(1)名前、(2)性別、(3)生年、(4)初訪韓の時期、(5)韓国国籍回復の時期についてまとめたものが【表1】である。(4)の生年は、1931年から1949年までで、それを平均するとおよそ1939年となる。(5)の韓国国籍回復の時期に関しては、PD氏(事例21、安山中国同胞連合会代表)の説明に基づいて整理すると、次の通りである。出入国管理局で国籍回復の申請をすると、時期によって多少の違いはあるが、およそ2年に及ぶ審査が行われ、それが通れば、国籍回復許可の通知が届き、それを持って中国大使館で中国国籍を放棄する手続きを行う(パスポートなどを返却)。そして中国国籍を放棄したことを証明する国籍放棄確認書

【表1】 調査協力者の主な属性

	名前	性別	生年	訪韓	国籍		名前	性別	生年	訪韓	国籍
1	LC	M	1938	1992	2004	24	KU	M	1931	2001	2003
2	KJ	M	1945	1990	2005	25	LM	M	1932	1990	2001
3	SJ	M	1942	1989	2007	26	PB	F	1938	2000	2000
4	KS	M	1938	2000	2005	27	AH	M	1940	2000	2002
5	LD	M	1940	1992	2005	28	SJS	F	1937	1993	2008
6	PH	M	1938	2001	2003	29	KI	M	1933	2000	2000
7	KY	M	1933	2001	2005	30	KIS	F	1949	2000	2005
8	KW	F	1936	1997	2003	31	LS	F	1946	2003	2003
9	CJ	M	1935	2001	2004	32	CK	M	1938	1990	2002
10	SY	M	1941	1999	2005	33	SYK	F	1948	2001	2006
11	KSK	F	1940	2000	2001	34	ME	M	1936	1994	2001
12	OY	F	1938	1990	2008	35	LCL	F	1940	1991	2005
13	OC	F	1941	2005	2008	36	YN	F	1937	2002	2006
14	KT	M	1933	2002	2005	37	CJH	F	1942	2000	2003
15	JH	M	1936	1990	2007	38	LK	F	1942	1991	2002
16	HY	M	1939	1990	2005	39	PJ	F	1948	2001	2005
17	LY	M	1938	2001	2006	40	LT	M	1945	2005	2007
18	KJK	M	1936	1997	2004	41	KC	M	1947	1997	2009
19	OH	M	1939	1989	2003	42	LG	F	1939	2005	2005
20	CP	F	1937	1997	2005	43	BJ	M	1937	1990	2008
21	PD	M	1935	1992	2004	44	SB	F	1933	2003	2006
22	JM	F	1941	1998	2005	45	PY	M	1942	1993	2005
23	SK	M	1933	1998	2001	46	KM	F	1939	2004	2007

(認定書)を添付して戸籍³申請を行う。戸籍取得後に市役所で住民登録を行い、「住民登録証」というIDカードを受け取る。以上で手続きが完了する。当事者は、①国籍回復許可通知、②戸籍取得、③住民登録証取得の三段階のどこかで、「国籍回復した」と認識する。

2. 親族訪問と国籍をめぐる歴史構造的側面

2-1. 南北関係の改善と離散家族の再会

解放以降、朝鮮半島における南北関係は安定したものではなかった。1960年代には「第二の朝鮮戦争」の危機がささやかれるほど険悪な時期もあった。しかし、その1960年代も末になると、米ソ、米中関係の好転などを背景に、南北関係にも好転の兆しが現れた⁴。朝鮮族の帰還に関しても、南北会談に向けた動きの中、とりわけ離散家族再会に向けた南北赤十字会談の提案(1971.08.12)が大きな契機となって事態が進展した。

その過程を簡略に辿ってみる⁵。1972年7月には「南北共同声明」(7.4南北共同声明)によって、朝鮮半島の統一に向けて南北調節委員会の設置が合意された。その声明によって、南北会談が急進展することになるが、それもつかの間のこと、南北調節委員会の会談はたちまちのうちに膠着状態に陥るばかりか、1973年7月12日の第7次会談を最後として、8月28日には委員長声明で中断となる(강만길 1999)⁶。

このようにして南北離散家族再会の希望は潰えてしまったのだが、逆にそれを機に韓国内の

離散家族だけでも探したそうとする動きが生まれた。例えば、1973年10月に「離散家族探し」の放送が始まった。公営放送であるKBS第一ラジオの番組「午後の交差路」は新設したコーナーで、大韓赤十字社で受け付けられた名簿をもとに、離散した家族や親戚を探している人を紹介した(한국방송공사 1984:53)。

KBSでは1,000万離散家族の痛みを少しでも軽くするために、大韓赤十字社と協力して離散家族探し放送を新たに作りました。ここで紹介される家族、親族、そしてその人自身をご存知の方は、全国のKBS放送が大韓赤十字社に連絡して下さい。それでは受付順に紹介していきます。まずは・・・(한국방송공사 1984:54)。

このような趣旨説明で始まる「午後の交差路」が毎週土曜日に3家族を紹介する放送を続けた結果、韓国内の離散家族の再会が実現したのが1974年1月26日のことだった(한국방송공사 1984:54-9)。朝鮮族の韓国内での親族探しも、このようなラジオ放送の影響を受けて始まり、しかも後の朝鮮族の韓国への帰還の道を準備することになる。

2-2. ラジオ放送と文通

中国に居住する「韓国人」の存在が韓国メディアで取り上げられるようになるのは1973年ごろだが、そのきっかけとなったのが、中国から第三国宛に送られたある朝鮮族の手紙である

³ 戸籍は、2007年5月17日「家族関係の登録等に関する法律」制定により、2008年1月から「家族関係登録簿」に変更された。

⁴ 1969年の在韓米軍の縮小、ニクソン・ドクトリン、1972年のニクソン大統領の中国訪問など、東西の和解決ムードが醸成されるのと並行して、朝鮮半島でも朴正熙政権が1970年に「平和統一構想宣言」(1970.08.15)

など、従来の反共とは異なる政策を打ち出すようになる。但し、朴正熙政権のそうした政策は単なるポーズ、或いは長期政権体制の「事前準備」にすぎなかったとの指摘もある(강만길1999)。

⁵ 詳細は、대한적십자사(2006)を参照されたい。

⁶ 一般にその背景とされるのが金大中拉致事件である。

(한상복·권태환 1993: 4)。例えば、「中共から送られた望郷の手紙」という見出しの記事(『東亜日報』1973年7月3日)では、在中朝鮮族から日本の「樺太帰還在日韓国人会」(以下、韓人会)⁷宛ての手紙が紹介されている。黒龍江省に居住する朝鮮族が、韓国に居住する兄に、直接には手紙を送ることができないので、東京の韓人会に手紙を送った。ラジオでその団体の存在と住所を知ったのだと言う。

サハリンや中国のコリアン・ディアスポラに向けた韓国のラジオ放送は1972年2月から始まった。そして、中国など共産主義の国家との間で文通が可能になったのは、それから2年以上経った1974年9月のことである。以下ではそれら個々の動きについて検討するが、その過程で先に触れた韓人会にも注目する。

まず、韓国の海外同胞向けのラジオ番組には、(1)サハリン同胞へ(1972.04～)、(2)北間島同胞へ(1974.03～)、(3)共産圏同胞へ(1980.10～)があり、国内離散家族向けには(4)午後の交差路(1973.10～)、(5)懐かしい希望音楽(1975.10～)があった(장민구 1976 ;

1984 ; 한국방송공사 1984)。

海外同胞向けのラジオ放送の始祖は「サハリン同胞へ」であるが、新井によると、これは韓人会の朴魯学が働きかけて、KBSが留守家族の声をサハリンに届けるために企画したものだという(新井1998: 138)。当時サハリンでは外国の放送聴取は禁止されていたが、周波数と放送時間を朴がサハリン在住の知人たちに知らせておいたので、韓国に留守家族がいるサハリンの韓国人は、なんとかして短波受信機を手に入れ、「それに布団をかぶせたりしてひそかに聞いていた」と言う。この番組では、①韓人会の住所の紹介、②留守家族の状況を韓国内の縁故者が紹介、③手紙を紹介したり昔の歌を流したりしていた(장민구1976: 29)。

1974年2月には、KBS放送局宛に吉林省に居住する朝鮮族から手紙が届いたことをきっかけに、「北間島同胞へ」という番組がはじまる。その手紙は、サハリン同胞に向けた番組と同じように、朝鮮族のための番組を要請する内容であった(장민구1984: 243 ; 한국방송공사 1984:60-61) ([] は筆者が付け加えた説明。以

【表2】親族訪問できる朝鮮族の範囲とその変化

年度	在韓親族の範囲	朝鮮族の年齢	自由訪問
～1987	4親等内血族	制限なし	なし
1988	制限なし		
1992	5親等内血族、4親等内姻族	60歳以上	なし
1994	6親等内血族、4親等内姻族	55歳以上	なし
1999	8親等内血族、4親等内姻族	50歳以上	65歳以上
2002. 07	同上	45歳以上	同上
2002. 12	同上	40歳以上	同上
2003	同上	30歳以上	同上
2004～	同上	25歳以上	60歳以上

出所：法務部報道資料、短期総合(C-3)ビザ発給対象をもとに筆者作成

⁷ 韓人会は、日本人女性の夫であったから「日本に帰還」できた朴魯学を中心にした数人の朝鮮人によって結成された団体である。韓人会を含むサハリン同胞

やラジオ番組は玄武岩も詳細に取り上げている(玄2013: 125-188)。

下、同じ)。

8.15解放以前までは「韓国と」文通をしていたのですが、その後は連絡ができなくなって30年が経ちました。ある日、偶然に故国[韓国]からの放送を聞いていると、樺太抑留同胞たちへの家族の手紙を紹介していて、私もお兄さんを探することができるかとも思い、失礼を承知で手紙を送ります(장민구1976:64-5)。

1974年から始まる「北間島同胞へ」は、1980年10月に「サハリン同胞へ」と統合され、1時間の「共産圏同胞へ」という番組となった。共産圏同胞の生活に必要な情報を提供するとともに、韓国関連ニュースや留守家族の手紙を紹介するなど、内容も多様化した(한국방송공사1984:63)。

次いで、文通について述べる。先述の記事であった「中共から送られた望郷の手紙」は、日本在住の団体だった韓人会宛に送られたものだが、それは当時の韓国では共産圏の中国との文通ができなかったからである。しかしその韓国も1973年6月23日「平和統一外交政策宣言」(6.23宣言)において、北朝鮮、ベトナムを除く共産主義国家に門戸を開放することになり、1974年9月1日からは文通が可能になった。

文通に関して重要なのは、韓国の留守家族や親戚の住所が分からなくても、放送局宛てに手紙を送れば家族や親族探しが可能であったことである。KBSによれば、共産圏から送られた手紙は70年代初めすでに一日平均30通程度あったが、在中朝鮮族コミュニティにおけるラジオ放送に関する情報や放送設備の発展に伴って、

KBS宛の手紙も年々増加した(한국방송공사1984:61)⁸。但し、中国東北地方におよそ200万人いるとされる朝鮮族の人口からすると、非常に少ない数字である。

2-3. 親族訪問に関する規制

南北離散家族再会に向けた動きのなかであったかも副産物のようにして実現した朝鮮族の韓国在住親族の訪問は、1980年の2世帯2人から始まった(呉2013b)。それに関して特に強調すべきなのは、日本の「中国残留婦人」、「残留孤児」のように公的援助による訪問調査が行われなかったことである。これは中国東北地方から解放後韓国への引揚げに際して、公的機関の支援は皆無の「自力引揚げ」(李2009:31)であったことの連続線上にある。

親族訪問は、韓国の戸籍に登録されている朝鮮族を対象に、韓国在住の親族による招請という形で行われた。言い換えれば、朝鮮族当事者の意志ではなく、韓国在住の親族の招請の意志が重要であるので「親族依存型」訪問である。

「短期総合」(C-3)という在留資格で基本的には1ヵ月で、最長3ヶ月まで滞在が可能だった親族訪問は、文字通り、訪問が目的であるために就労することは不法と見なされた。【表2】で示すように、親族訪問の規制は徐々に緩和されるが、とりわけ「一世」に関する重要な変化は、「自由訪問」である。当初は韓国内の親族の招請を受けた者だけを対象にしてきたが、1999年以降には「一世」であることが証明さえできれば招請なしでも可能になったのである。

2-4. 永住帰国と国籍回復に関する規制

朝鮮族の国籍は、元々国籍法ではなく、外務

⁸ 1979年9月に62通に過ぎなかった放送局宛の手紙が、10月には104通、11月には342通、そして12月には409通となっていく。また1979年10月8日にKBSの社会

教育放送のラジオ出力が強化された(한국방송공사1984:62-3;『東亜日報』1983年7月4日)。

部、或いは法務部による内規・指針によって規定されてきた（呉2018b）。そこでは当初永住帰国者の国籍に対する政府解釈は、「国籍判定」によって行われていたのだが、1997年12月の「中国同胞国籍業務処理指針」からは、「国籍回復」に変わった。また、この指針は、「1949年10月1日以前に出生した人」を「一世」と規定した。

国籍法における国籍判定（国籍法第20条）とは、韓国国籍を保持しているかどうかがいまいな場合に、審査を経て国籍の付与の可否の判定がなされることをいう。この条項は1997年の国籍法改正において新設された。他方で、国籍回復（国籍法第9条）とは、元韓国人だった人が、申請・審査を経て改めて韓国国籍を取得することである。朝鮮族「一世」の国籍判断が国籍回復に変化したことは、国家が「一世」を元韓国人であるとともにその後中国国籍者になったと解釈したことを意味する。

「一世」に限るという対象の制限に加えて、次の二つの条件を満たす必要もあり、実際の国籍回復者は非常に限られていた。その条件と

は、（1）申請は韓国国内に限ること、（2）合法滞在であることであり（呉2013a:55）、それらの条件は、居住国から申請が可能なアメリカや日本の在外同胞に比べると、明らかに差別的な規定である。「一世」が親族訪問で入国後直ちに国籍回復の申請をしない限り、国籍取得は不可能なのである。しかも、そうした条件があったことが、国籍回復運動によってようやく明るみに出ている。

そこで、次は国籍回復運動について再検討してみる。韓国では1992年から非正規滞在者の合法化を実施してきたが、そのなかでも、2003年8月のそれは、対象の規模が最大のものであった（呉2018a）。ところが、合法化の対象から除外された4年以上の超過滞在者には多数の朝鮮族が含まれていた。朝鮮族支援団体の一つである朝鮮族教会が、退去強制措置に対応すべく、朝鮮族の「国籍問題」に焦点化して行ったのが「国籍回復運動」である。その運動を主導した徐牧師は、ある新聞のインタビューのなかで「植民地時代に満洲へ移動した我が民族の子孫である中国同胞が、韓国人として合法的に故郷

【表3】 国籍回復運動の主な軌跡

	主な展開
2003.09.28	ソウル朝鮮族教会で、国籍取得を受付開始（～11.09）
2003.10.12	朝鮮族20人が中国国籍の放棄を宣言し、14日に国籍放棄書を中国大使館に提出する計画であると発表
2003.10.19	「故郷に帰ってきて生活する権利運動」（国籍回復運動）の開始
2003.11.13	法務部の前で集会、その後、5,525人が国籍回復申請書を法務部に提出。しかし、合法滞在者4人を除くすべての申請者は受付拒否される
2003.11.14	汝矣島市民公園で、「故郷に帰ってきて生活する権利」を決議、「国籍選択の機会が与えられないまま、中国国籍と規定されるのは違憲である」とし5,543人が憲法裁判所に提訴。その後、約3,000人が10カ所の教会でハンガーストライキ開始
2003.11.29	大統領の現地訪問により、ハンガーストライキ解散

出所：『문화일보』（2003年11月14日）、『동북아신문』を参考に筆者作成

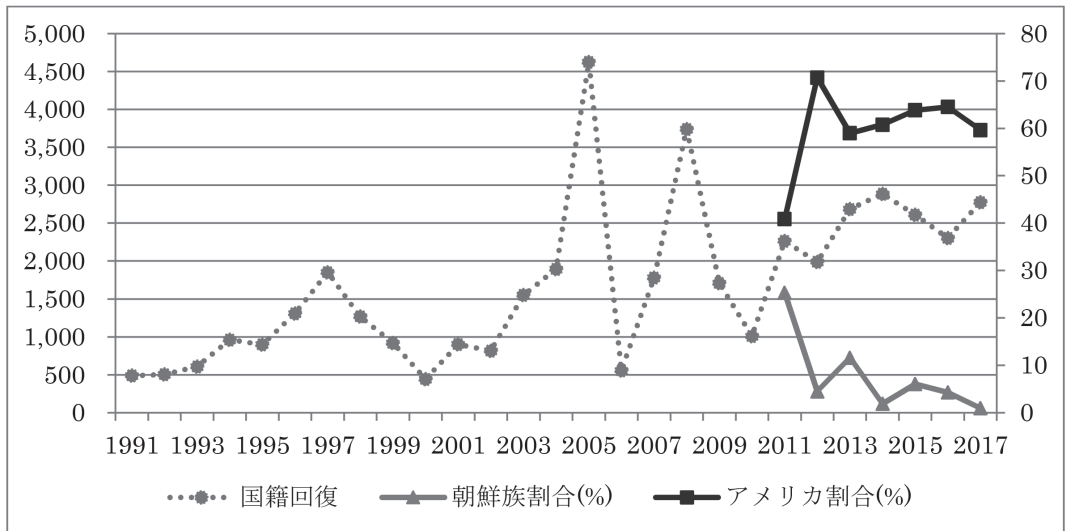
で生活する権利を与えるべき」であると主張している（『한겨레신문』2003年10月17日）。

この運動は、【表3】で示したように展開した。2003年11月13日に5,525人が国籍回復の申請を行ったが、その多くが非正規滞在者であることから、法務部は受付を拒否した。それに対し、運動側は憲法訴願⁹、そしてハンガーストライキに突入したが、15日後に大統領が教会を訪問したことでハンガーストライキは収束する。その後の展開や国籍回復運動に関する朝鮮族当事者の認識や見解の対立には、本稿では立ち入らないが、結果として「一世」が国籍を得る道が開けたという大きな成果があったことは確認しておきたい。

上で指摘した国籍回復に関する二つの条件も、運動の成果として2004年4月1日に新たに制定された「外国国籍同胞の国籍回復などに関する業務処理指針」で緩和された。さらに「一

世」の国籍回復が「二世」の呼び寄せと帰化に大きな影響を与えたことも重要である。すなわち、親が韓国国籍を持つ者は「特別帰化」の対象となり、帰化に必要な滞在年数の要件が適用されない。しかもこの変化は訪問就業制度が導入される以前だったので、移動、就労が制限されていた「二世」にとって、帰化は大きなメリットになった。

では、国籍回復の実態はどのように変化したのだろうか。【図1】は、1991年以降の朝鮮族を含む国籍回復者全体の推移を示している。国籍回復運動の成果として2005年を前後して¹⁰、国籍回復者が急増する。しかし、それは一時的な現象にすぎず、国籍別の国籍回復者数が分かる2011年以降においては、朝鮮族の国籍回復は急激に減少していく。例えば、2011年の国籍回復者のうち、朝鮮族が占める割合は25.3%（573人）であったが、2017年には約1%（27人）に



出所：법무부 『출입국관리 외국인통계』各年度をもとに作成

【図1】国籍回復者全体の推移

⁹ この展開の詳細に関しては、최경욱 (2014) を参照されたい。

¹⁰ 2006年に国籍回復者が急激に減少したのは、2006年3

月から国籍業務を担当する部署が法務課から国籍難民課に移管されたことによる（법무부2007: 218）。

なっている。その理由としては次の二つのことが考えられる。第一に、60歳以上の朝鮮族を含む外国籍同胞には「在外同胞」資格を付与されるようになり、韓国国籍を取得しなくても滞在や活動の制限が大幅に緩和したこと。第二に、訪問就業制度の導入により、朝鮮族「二世」の移動、就労が容易になったので、「二世」の呼び寄せのために国籍回復する必然性が低下したことである¹¹。

3. 調査分析 (1) : 親族訪問

3-1. ラジオ放送と文通

2章で検討したように、在中朝鮮族の韓国在住の親族探しの方法は、ラジオを媒介にした文通がある時期まで最善の方法だったが、それも決して容易なことではなかった。1970年代までは、共産主義国家である中国と反共イデオロギーを国是とする韓国との間で交流は全く行われていなかったからである。1946年に中国吉林市で生まれたパク・ジョンベク氏は、自伝のなかで次のように書いている。

1960年半ばになると [中国で]ラジオが普及しはじめ、私が住んでいた村でも我が家を含めて何軒かがラジオを購入していた。韓国からの放送と日本からの放送はまるで隣で話しているようによく聞こえた。中国では北朝鮮を除いて外国からのすべての放送を聞くことが禁止されていた。もし工作隊か公安に[外国からの放送を聞くのが]見つかり、敵国の反動宣伝を聞いていることで、反動分子となるか強制労働させられた。しかし、多く[の朝鮮族]は韓国からの

放送の誘惑に勝てず、夜の政治学習が終わるとラジオがある家に集まって、韓国ニュースや娯楽番組を聞いた (박종백2010: 243-245)。

他の多くの調査協力者も、韓国の故郷のニュースが出てくるのではないかと、ラジオを熱心に聞いたと言う。ただし、1970年代は、韓国のラジオ放送の設備水準、中国ではちょうど文化大革命の最中だったという时期的特性、さらに中国のラジオ普及率などをあわせて考慮すれば、広く一般的にラジオが聞かれていたとは考えにくい。さらに、PB氏 (事例26) の夫の場合には、放送を聞いたことで処罰を受けている。

離散家族探しの放送はよく聞いた。昔の [韓国の] 歌を聞きたくて、密かに聞いた。それが25歳ごろ。30～40人が集まって聞いていた (AH氏、男性、1940年生まれ)

「一世」の聞き取りをした限りでは、同胞向けのラジオ放送よりは、KBSの「社会教育放送」¹²を聞いた者の方が多い。パク氏、AH氏のように、60年代後半の話だとすると、同胞向け放送が本格する以前から聞いていたことになる。

PY氏 (事例45) は、ラジオを聞くようになって後の1970年代には韓国にいる親戚宛に手紙を送るようになった。

自由に手紙ができた時期ではなかった。手紙を送ると香港、日本を経て韓国に着くのが約40日後である。[中国にいる] 弟や妹に手紙を書くように頼んでも書いてくれないから私が書いた。みんな怖いからやらな

¹¹ 以上の要因を含む2000年代以降の在韓朝鮮族に関する分析は、呉 (2018b) を参照されたい。

¹² この放送は、北朝鮮に向けた「対北放送」であり、

1948年8月15日から放送された (2007年以降は韓民族放送に改称)。そのほかにも、「메아리 (山びこ) 放送」を聞いたと指摘する方もいる。

かった。カーボン紙を使って手紙を書き、1枚だけを送り、1枚は証拠として保管した。[韓国にいる] 叔父さんから返事が来て、それを受け取ってみんなで泣いた。叔父を通じて他の親戚の住所を教えてもらい、他の親戚にも手紙を書くことができた (PY氏、男性、1942年生)。

PY氏の場合は、韓国にいる親戚の住所を知っている父親が生存していたので、親戚宛に手紙を書くことができた。しかし多くの朝鮮族の場合、移住時期がもっと早かったので、韓国にいる親族の存在や住所すら知らない。そのような場合は、実に多様な方法を用いて親族探しが行われた。例えば (1) 放送局宛てに手紙を送る、(2) 親族訪問することになった中国在住の親族や知り合いなどを通じて探す、(3) 親族の招請を受けた配偶者と同行して親族訪問をした際に、役所や警察署などを通じて自分の親族を探す、(4) 故郷の役所に手紙を送る、などである。親族探しに熱心になるのは、自分の親族に会うためだけとは限らない。自分の親族が見つかりさえすれば、自分のみならず、兄弟姉妹や子どもを招請してくれるように頼めるかもしれないからである。しかし、いざ親族を見つけだしたとしても、招請してくれるかどうかは別の問題であり、親族関係の濃淡によって、その可能性も大きく変わる。

3-2. 親族訪問の難しさ

「自力」で親族を探しだしても、「親族依存型」訪問では訪韓に至るまでに様々な壁があった。したがってLT氏 (事例40) が指摘するように、親族の招請を受けられない場合は、「親族を買う」こと、いわゆる「偽装」もよく行われた。延辺の詩人であるカン・ヒヨサムは、親族訪問を達成するまでの涙ぐましい試みを次のように描いている (설동훈1999: 243)。

歳も騙した。—先祖が与えてくれた姓も名前も迷わず偽装した。—年寄りにみせるため。誰かは健康な歯も抜いた。演劇団に行つて、皺の化粧もした。

嘘が自由である国でできること、可能なことなら何だって考えてやってみた。

(韓国に行くことができるならば何だって。) (강효삼1997: 93)

YN氏 (事例36) は、数々の努力にも関わらず実現に至らなかった親族訪問を、2002年になってやっと、それも自由訪問の形で実現した。そして訪韓してからも積極的に親族探しを行った。警察署まで行き、何とか親族を見つけ、そして中国にいる兄弟姉妹の家族などおよそ10人が韓国訪問できた。

親戚が多くても、何もしてくれない。それでその歳に達してようやく [自由訪問] 来んだよ。悔しかったから [韓国に] きたんだ。手紙もたくさん書いた。1984年から手紙をした。[韓国の] 実家の方は子どもがいなくてやり方がわからなくてやってくれない。夫の実家は賢いからやってくれない。[私たちが来ると] 自分たちの負担になるから。(YN氏、女性、1937年生まれ)

やっと招請状を受け取ることになっても、韓国訪問を実現するために公的援助があるわけではなく、経済負担はもっぱら自分たちで賄うしかない。当時の中国と韓国との経済格差を考えれば、容易なことではなかった。多くは、中国や韓国在住の親族による援助や借金を背負って渡航する。LK氏 (事例38) は「親族訪問で来て、親戚がお金をくれますか」と言う。だからこそ、親族訪問者の間では、訪韓後に就労するケースが多く見られた。調査協力者の場合、男性は警備、建設、掃除、女性は、家事労働、介護、食

堂の仕事に従事した。こうした背景を考慮せず、親族訪問を出稼ぎの手段と同一視するのは一面的に過ぎる。親族探し、さらには訪韓を自力で行わざるを得なかった当時の状況からは、むしろ自然な成り行きだったと見なすべきだろう。

3-3. 入国時期と滞在期間

【表4】は、調査協力者が親族訪問で最初に韓国に入国した時期を示している。初訪韓時期でもっとも多いのが、1990年、2000年、2001年の三つの時期で、全体の48%を占める。また、2000年以降の入国者も全体の48%を占める。2000～2001年に訪韓時期が集中するのは、「自由訪問」が可能になったからである。

【表4】 調査協力者の初訪韓時期

年度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1997	1998
事例	2	7	2	3	2	1	4	2
年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	合計
事例	1	8	7	2	0	1	4	46

注：1995年、1996年、2003年は該当者なし

【表5】 初訪韓時期別滞在期間（単位：月）

	1～3	4～12	13～24	25～	継続	合計
1989	2					2
1990	5	1			1	7
1991	1			1 (4Y)		2
1992	1			1 (10Y)	1	3
1993	1			1 (6Y)		2
1994	1					1
1997	1		1	1 (10Y)		3
1998		1		1 (5Y)		2
1999	1					1
2000					7	7
2001	1				7	8
2002					2	2
2003					1	1
2004	1					1
2005					4	4
合計	15	2	1	5	23	46

注：「継続」とは訪韓後一度も帰国することなく、滞在し続けた場合を指す。「Y」はYear (s) のイニシャルで、「年」を意味する。

先行研究では親族訪問者の超過滞在、就労が一般に指摘されているのだが、その実態はどういうものだったのだろうか。【表5】は、初訪韓時期と、滞在期間をクロスしたものである。在留期間の1～3ヵ月の滞在後に中国に帰国している者も多い。もう一つ目立つのは、2000年代以降における継続の傾向（超過滞在）である。

叔父（3親等）の招請で1991年に訪韓を果たしたLCL氏（事例35）は、警察から叔父の所へ、帰国したか否かの確認の電話が何度もかかってくるので、叔父から帰国を促されたと言う。LK氏（事例38）とSJS氏（事例28）も同じような経験を語る。

3ヵ月が過ぎると不法だという。不法になるといって新聞にも出て、ある記事では3月末までに出国しないと、招請した人にも被害が及び、仕事をさせている人も100万ウォンの罰金を払わなければならない。当人も罰金を払って出国しなければならないと言う。いとこの息子がいる会社で課長をしていて、震えながら「早く帰って」と私が「働いて」いる食堂まで来て頼んだ。その5ヶ月後に帰国した。雇い主は私を隠してくれようとした。たとえ、政府から探しにきても。その反対に、いとこは怒鳴っていた。二度と招請しないと言われたわ。（SJS氏、女性、1937年生まれ）

SJS氏は、「不法滞在者」のために迷惑を被るのを嫌がった親戚の要請もあって帰国することになった。そして、再び訪韓が実現したのはようやく2003年になってのことである。再訪韓に関しては、諸個人の事情にもあるが、親族が再招請してくれないので、自由訪問が可能になった2000年以降になってからの場合が多数を占める¹³。

初訪韓と再訪韓に関連して、政策的影響や親

族関係のほかにも、注目すべきなのは「一世」の年齢である。1949年生まれであれば、その2000年には51歳になる。調査協力者の平均出生年が1939年なので、2000年にはおよそ61歳となる。すなわち、中国で職場の定年を迎えたことが、親族訪問などで韓国に流入する「一世」が増加した要因の一つと考えられる。例えば、SB氏（事例44）は、それについて以下のように語る。

私は仕事をすでに退職していた。[軽労働は] 女性は55歳、男性は60歳。重労働は、女性は50歳、男性は55歳。私は会計の仕事をしていたので55歳が退職時期だけど、体の調子がよくなかったし、子どもを仕事につけなければならぬから、私の仕事を息子につけさせるために、早めに退職した。（SB氏、女性、1933年生まれ）

PH氏（事例6）は元教師で、61歳となる1999年に退職してから、訪韓している。もっと早く訪韓できなかったのは「仕事をしていなかったから」と答えた。2000年前後で退職年齢に達したこと、そして自由訪問が可能になったことという二つの条件が重なって、「一世」の移動を促したことが分かる。

4. 調査分析 (2) : 国籍回復

4-1. 国籍回復の時期

【表6】は、調査協力者46人の国籍回復時期を示しているが、2003年の国籍回復運動後が全体の7割（31人）を占めるのがわかる。すなわち、国籍回復運動が「一世」の国籍取得に大きな影響をもたらしたのである。

もっと早い時期に国籍を回復しようとした「一世」もいたが、2章で検討したような制約などもあってできなかった。例えば、LC氏（事例1）は、次のように語る。

1992年10月に90日の親族訪問で来た。その当時も、ここ[韓国]で生まれて満洲に行った私のような人は、戸籍があれば国籍回復が可能であった。前もって知っていれば[国籍回復の申請を]したけれど、90日が過ぎて初めてその話を聞いた。それで急いで書類を準備して[法務部に申請しに]行ったが、できないといわれた。不法滞在者だから。（LC氏、男性、1938年生まれ）

14歳で中国に移住して以来、1990年に初訪韓したLM氏（事例25）は、超過滞在の状態でも1992年に国籍回復をした。しかし、朝鮮族の国籍業務が外務部から法務部に移されたこともあって、中国国籍を放棄したのに韓国国籍も抹消されてしまい、2001年になってようやく再び国籍回復が認められた。

【表6】 国籍回復時期

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
事例	1	5	3	4	4	14	5	4	4	2

¹³ 再訪韓を実現するまでに要した時間（対象者23人）は、1年以内が5人、1～2年が4人、2～3年が4人、3

～4年が2人、4～5年が2人、6年以上が6人であった。

担当は外務部だった。申請してすぐに〔国籍回復〕許可が出た。しかし、1993年度には不法滞在だからできないと言って抹消された。それで法務部に抗議した。中国に帰るから国籍を出せと言った。(LM氏、男性、1932年生まれ)

LCL氏(事例35)は、2000年の2回目の訪韓で、すぐに国籍を申請した人には国籍許可が出ると聞いて、国籍を申請したが、滞在期間(3ヵ月)を過ぎてしまっていて、非正規滞在者だからと受け付けてもらえず、中国に一旦帰国して再度訪問して申請するように言われる。

2000年に来て亀尾[地名]にいた。[韓国に]来て3ヵ月になる前に戸籍¹⁴を申請した人は[国籍許可が]2ヵ月後に出た。自分は夫と申請したが、[在留]期間が過ぎていたから、家[中国]に帰って改めて申請するようにといわれた。(LCL氏、女性、1940年生まれ)

このように、訪韓して限られた時間内に、書類を用意して国籍申請を行うのは容易ではなく、多数が滞在期間を過ぎて申請に至る。というのも、書類だけでなく、主に親族がなる保証人、経済的能力を証明するための通帳の残高(3,000万ウォン以上)などの準備で時間を費やしてしまうからである。それらもまた韓国在住の親族に頼らざるをえないので、なかには協力が得られない場合も少なくなく、必然的に国籍回復もできなくなる。

3000万ウォンを出してといわれた。韓国に着いたばかりの人が3000万ウォンありますか。それだけのお金があればわざわざ韓国

になんか来ないで、中国で生活するでしょう。(JM氏、女性、1941年生まれ)

以上で確認できるように、親族訪問ばかりか国籍回復に際しても韓国在住の親族に頼らざるを得ないような「親族依存型」になっている。したがって、訪韓と国籍回復における特徴は、「二重の親族依存型」であると言える。

4-2. 国籍回復の動機

国籍回復にも様々な動機がある。それを大まかに3つに分けて示したのが【表7】である。それらの動機の中で、最も多数を占めるのは、「自分の生まれ育った故郷に帰って余生を過ごしたい」であり、次いで福祉、気候、居住条件など中国に比べての生活条件の良好さや、子どもを呼び寄せて一緒に韓国に暮らすためなど家族に関連するものである。

【表7】国籍回復の動機

国籍回復の動機	事例	割合
(1) 余生を故郷で生活するため	17	37%
(2) 中国より諸条件が良い(福祉、気候など)	13	28%
(3) 家族同居、子どもの呼び寄せや就労	8	17%
(4) 不明	8	17%
全体	46	100%

これらの国籍回復の動機も「一世」の移住時期、生年との関連で一定の傾向が見受けられる。すなわち、韓国で生まれ育ち、親や兄弟姉妹が韓国にいる「一世」と、中国生まれで、韓国には会ったこともない遠い親戚しかいない「一世」とでは、韓国国籍を取得する意味が異なっている。例えば、KI氏(事例29)は、8

¹⁴ 当事者たちのなかには、国籍を戸籍と同じように見な

す人が多い。

歳で中国に移住したので「いつも頭の中に故郷の思い出が残っている」と言い、当初から国籍回復するつもりでいた。国籍回復運動で中心的に活躍したLC氏（事例1）は、6歳まで韓国で暮らし、親族訪問の際には姉がいたので、余生を祖国で過ごすために国籍を回復した。彼は国籍を得ること、その権利を持つのは当然だと認識している。

それに対して、父親が11歳に中国に移住したために、中国で生まれた「一世」であるOY氏（事例12）の場合は、自分のためと言うより、子どものために国籍を回復したと語る。

いずれにしても韓国が中国よりは生活しやすいでしょう。稼ぎが良い。私たちは年を取っているから働けないけど、子どものために。息子が「中国で」ちゃんとした仕事もしてなかったから。息子の生活を安定にさせるために（OY氏、女性、1938年生まれ）。

国籍回復には過去の滞在経験から生じた心理的要因もある。例えば、KC氏（事例41）は以下のように語る。

「国籍回復で」大きな変化はないけれど、心は楽だ。韓国人になったから。以前不法「滞在者」でいた時は、前に警察がいるだけで怖いから避けていた。（KC氏、男性、1947年生まれ）。

韓国に親族がない場合、国籍を取得することはより重要な意味を持つ。LY氏（事例17）が語るように、「自分が取得すれば子どもを呼び寄せられる。韓国に親戚がないから」。彼は現在の北朝鮮地域の黄海道出身であり¹⁵、

2001年長女の結婚式に参加するためにはじめて訪韓した。

ここで留意すべきなのは、「一世」の一定層では、初訪韓時から国籍回復を考えていたわけではなくて、再度の訪韓などで滞在が長期化して韓国生活に馴染んでいくなかで、より安定的な在留条件として国籍を選択した側面が濃厚だということである。以下に分析する「二世」の呼び寄せも、そうしたことと無関係ではない。

4-3. 「二世」の呼び寄せと新たな課題

国籍回復の傾向が本格化する2004年までは、韓国人と結婚した外国人を除いて、家族の呼び寄せは法的に制限されていた。しかし、「一世」の国籍取得を契機にして「二世」とその家族の呼び寄せが増加していく。調査対象者の「一世」には、総計170人の「二世」がいて、【表8】で示すように111人が韓国に居住している。「二世」とその家族を呼び寄せる際には「親族訪問」の形態をとり、入国後に帰化申請を行うのが一般的である。111人のうち、帰化したのは65人（息子36人と娘29人）で、全体の59%であり、残りの46人（息子21人と娘25人）は、現在、帰化申請中、もしくは帰化試験の過程にある。

【表8】「二世」の居住地

	息子	娘	合計	
在韓	57	54	111	(65%)
在中	26	23	49	(29%)
その他の国	3	2	5	(3%)
不明/死亡	3	2	5	(3%)
全体	89	81	170	(100%)

注：その他の国としては、日本（息子1、娘2）、カナダ（息子1）、オーストラリア（息子1）である。

「一世」が韓国国籍だからといって「二世」に自動的に国籍が付与されるわけではない。

¹⁵ 朝鮮半島北部出身者は国籍回復ではなく、帰化によっ

て韓国国籍を得る。

「特別帰化」の対象であるものの、帰化試験に合格する必要がある。そしてその間は就労できない。

私の子どもは3人だけど、国籍を取るために試験を受けた。私の[中国での]仕事のために息子は朝鮮族学校に通っていませんので、朝鮮語がわからない。試験は2回も受けたのに、合格できず家[中国]に戻った。[帰化試験の]面接する時に朝鮮語がわからないから何も答えられなかった。親が国籍を取ったから、子どもにも国籍を[自動的に]くると考えていた。試験を受けているから仕事につくといったこともできないし、餓死させるつもりなのか。(PY氏、男性、1942年生まれ)

PY氏(事例45)のように、「二世」が帰化試験に何度も落ちて、不満を抱える「一世」が多数いる。家族一緒に韓国で安定的に暮らすことを望んでいたのに、帰化試験でつまづき、「二世」が長期間にわたり就労できない状態が続けば、「一世」を含む家族全体の生計に影響を及ぼす。というのも、高齢化に伴って就労できなくなり、収入が制限されている「一世」にとっては、居住問題と生活保護の受給問題が新たな問題として浮上しているからである¹⁶。これは国籍を滞在期間や在留活動の制限がないという権利の側面だけで捉えてきた限り、見落とされる側面であった。

おわりに

本稿は、朝鮮族の移動研究において、これまで常識とされてきた経済的側面には限られな

い、朝鮮族「一世」の多面的状況とその帰結を明らかにすることを目的とした。経済的側面の強調という研究傾向を相対化し、植民地経験、冷戦という東アジアの歴史構造的な特性を踏まえることで、エスニック移民の多面性、複雑性を照射する試みなのである。そのために、「一世」に焦点を当てて、聞き取り調査を中心に、初期の親族訪問と国籍回復に関する分析を行った。そこで明らかになったことは「二重の親族依存型」の構造である。最後に、親族訪問と国籍回復に分けてその問題をまとめておこう。

まず、親族訪問に際して「一世」は、公的機関による援助、訪問調査などがなく、自力で行わざるを得ない状況がある。招請においても韓国居住の親族に頼る「親族依存型」であり、渡航と滞在に伴う費用も親族に頼るか、借金するしかなかった。そのために、訪韓後に就労する傾向が見られたが、その構造的な側面を考慮せず、朝鮮族の移動研究では経済的側面が強調された。その結果、「不法」と見なされた就労だけがクローズアップされたのである。

次いで、国籍回復においても保証人、経済能力の証明のために「親族依存型」となっていた。また国籍回復は、移動・活動にかかる制約の解消という意義だけでなく、国籍回復自体の制度的困難さとそれがもたらす差別や、韓国内の親族関係、心理的側面、「二世」問題などが複雑に関連して重層的な問題に結びついている。国籍回復によって滞在や就労などの活動において有利になることは確かではあっても、受け入れ、帰化試験などの制度的問題とともに、「一世」の高齢化、就労、生活保護など社会保障ニーズとの関わりの中で、新たな課題も浮上していることに着目する必要がある。

¹⁶ 2010年6月18日、国会議員会館では「韓国国籍取得同胞の韓国生活の初期適応定着を助けるための政策討論

会」が開かれ、居住問題を含む生活改善の必要性が指摘された。

【謝辞】本調査においては、「同胞世界新聞」の金容弼氏と、「一世」の故・李哲求氏（1938-2018）をはじめ多くの朝鮮族の方から協力を得た。心よりの感謝を申し上げたい。

参考文献

Agunias, Dovelyn Rannveig ed., *Closing the Distance: How Governments Strengthen Ties with Their Diasporas*, Washington DC: MPI (2009)

新井佐和子『サハリンの韓国人はなぜ帰れなかったのか』草思社、1998年

Brubaker, R and Kim Jaeun, “Transborder Membership Politics in Germany and Korea,” *European Journal of Sociology*, 52 (1) (2011) : 21-75 (= 佐藤成基ほか訳「ドイツと朝鮮における越境的メンバーシップの政治」『グローバル化する世界と「帰属の政治」』明石書店、2016年、117-199ページ)

エルナニ・オダ「エスニック・マイグレーションにおける記憶の政治学」『ソシオロジ』169 : 55 (2)、2010年、55-71ページ

花井みわ「満洲国から戦後直後の社会を生きた朝鮮族女性たちのライフヒストリー」松本ますみ編『中国・朝鮮族と回族の過去と現在』創土社、2014年、81-110ページ

玄武岩『コリアン・ネットワーク』北海道大学出版会、2013年

梶田孝道「国民国家の境界と日系人カテゴリーの形成」、梶田孝道・丹野清人・樋口直人『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会、2005年、108-137ページ

Joppke, Christian, *Selecting by Origin: Ethnic Migration in the Liberal State*, Cambridge: Harvard University Press (2005)

Jones-Correa, M., “Under Two Flags: Dual Nationality in Latin American and Its Consequences for Naturalization in the United States,” Martin and Hailbronner eds., *Rights and Duties of Dual Nationals*, Kluwer Law International (2003) : 303-333.

鄭雅英「韓国の在外同胞移住労働者」『立命館国際地域研究』第26号、2008年、77-96ページ

具知瑛「中国朝鮮族と国籍」陳天璽・近藤敦・小森宏美・佐々木てる編『越境とアイデンティフィケーション』新曜社、2012年、249-272ページ

Lee Chulwoo, “‘Us’ and ‘Them’ in Korean Law: Their Creation, Accommodation and Exclusion of Outsiders in South Korea,” Arthurr Rosett, Lucie Cheng and Margaret Y. K. Woo, eds., *East Asian Law: Universal Norms and Local Cultures*, London: RoutledgeCurson

(2003) : 106-136.

李海燕、『戦後の「満州」と朝鮮人社会』御茶の水書房、2009年

吳泰成「エスニック移民の『国民』への再編入プロセス」『Sociology Today』20 : 2013a年、53-64ページ

——「中国同胞から「朝鮮族」へ」『朝鮮族研究学会誌』(3)、2013b年、18-33ページ

——「定住制限型の合法化」『アジア太平洋レビュー』15、2018a年、31-46ページ

——「在韓朝鮮族社会の形成における政策の重層的影響」『朝鮮族研究学会誌』(8)、2018b年、1-27ページ

朴佑、「経済的インセンティブと『道具的民族主義』」松田素二・鄭根植編『コリアン・ディアスポラと東アジア社会』京都大学学術出版会、2013年、289-306ページ

Skrentny, Jone D, Chan Stephanie, Fox Jon, Kim Denis, 2007, “Defining Nations in Asia and Europe: A Comparative Analysis of Ethnic Return Migration Policy,” *International Migration Review*, 41 (4) (2007) : 793-825.

Smith, Robert, “Reflections on Migration, the State and the Construction, Durability and Newness of Transnational Life” in *Soziale Welt · Sonderband 12 Trannationale Migration* NOMOS Verlagsgesellschaft, Baden-Baden. (1997) : 197-217.

Tsuda, Takeyuki, “Why does the Diaspora Return Home?: The Causes of Ethnic Return Migration,” Tsuda, Takeyuki ed., *Diasporic Homecomings: Ethnic Return Migration in Comparative Perspective*, Stanford University Press (2009) : 21-43.

—— *Strangers in the Ethnic Homeland: Japanese Brazilian Return Migration in Transnational Perspective*, Columbia University Press (2003)

강만길『20세기 우리 역사』창비、1999년

강효삼「한국이여 너는・・・」『장백산』91、1997년、92-95

곽재석「포용과 배제의 동포정책과 발전과제」『다문화 사회 연구』5 (1)、2012년、33-73

김용선・임영상「서울 서남권 중국동포타운과 동포단체」『재외한인연구』45、2018년、153-186

노영돈「우리나라 국적법의 몇가지 문제에 관한 고찰」『국제법학회논총』41 (2)、1996년、49-64

——「재중동포의 한국 국적회복 운동과 관련하여」『시민과 변호사』2004년 1월、18-21

대한적십자사『한국적십자운동100년』2006년 (非売品)

박우「한국체류조건족 단체의 변화와 인정투쟁에 관한 연구」『경제와 사회』91、2011년、241-268

박종백『민들레』백양문화원、2010년 (自主出版)

법무부『법무연감』2007년

설동훈『외국인 노동자와 한국사회』서울대학교출판

부, 1999년

- 「국내 재중동포노동자」 『동향과 전망』 제52호, 2002년, 200-223
- 신의기 『재중동포에 대한 범죄와 대책』 한국형사정책연구원, 1999년
- 이진영·박우 「재한 중국조선족 노동자집단의 형성과정에 관한 연구」 『한국동북아논총』 51, 2009년, 99-119
- 이철우·이호택 「한인분류, 경계획정 및 소속판정의 정치와 행정」 『민족공동체의 현실과 전망』 2009년 9월 4일~5일, 국내학술회의자료
- 이혜경·정기선·유명기·김민정 「이주의 여성화와 초국가적 가족」 『한국사회학』 40 (5) 2006년, 258-298.
- 장민구 『사할린에서 온 편지』 한국방송공사, 1976년
- 「소련·중공거주동포의 실태와 이산가족 문제」 『신문연구』 37, 1984년, 213-258
- 정대화 「중공동포 국적확인 소송」 『공익과 인권』 1 (1), 2004년, 129-151
- 정인섭 「우리 국적법상 최초 국민 확정기준에 관한 검토」 『국제법학회논총』 제43권 제2호, 1998년, 235-248
- 제성호 「한국 국적법의 문제점 및 개선방안」 『국제인권법』 4, 2001년, 107-158
- 최경옥 「특집: 이주법; 중국동포와 한국국적취득의 문제점」 『일감법학』 29 (0), 2014년, 29-63
- 한상복·권태환 『중국 연변의 조선족』 1993년, 서울대학교출판부
- 한국방송공사 『이산가족을 찾습니다』 1984년 (非売品)